National Teachers Union of Private Universities and Colleges

私大ユニオン・ニュース

題字：奥平　康弘

第８７号
2023/07/18

全国私立大学教職員組合（私大ユニオン）
〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館６階
電話03-3262-2151　FAX03-3262-2152
郵便振替00190-3-28088　http://upuc.org/

改正私学法・附帯決議の私大への周知
私大ユニオン 文部科学省に申入れ

私大ユニオンは、去る6月5日に日政連（日本民主教育政治連盟）議員でもある立憲民主党の古賀千景参議院議員が文部科学省（私学行政課）へのヒアリングを行った際に同席し、永岡桂子文部科学大臣あての「改正私立学校法の各学校法人への周知に関する申入書」を提出した。

2025年4月1日付でなされる寄附行為の変更

改正私立学校法は、2025年４月１日に施行される。今回の法改正は、不祥事事件等が続発する私大への実効性のある構造改革としては、きわめて不十分でガバナンス改革の実現には程遠いものとなった。ともあれ、各私大法人は、施行日までに理事会や評議員会などの現行制度の変更が必須で、それは「寄附行為」などの改正として実行されることになる。

文部科学省は、各私大法人に本件に関する通知文を発送し、さらには「寄附行為モデル」を示すことになる。国会の審議過程では、永岡桂子文部科学大臣が、再三にわたり、「各学校法人には、寄附行為モデルの作成等を通じてしっかりと働きかけていく。」と答弁している。とりわけ事務局体制の弱体な小規模私大等においては、かねてより「寄附行為モデル」をほぼそのまま踏襲するような制度改正がよく見受けられることから、文部科学省通知と「寄附行為モデル」のあり様はきわめて重要となる。

附帯決議事項の各私大法人への周知が重要

国会においては、衆議院文部科学委員会において11項目、参議院文教科学委員会においては13項目の附帯決議が立憲民主党、日本維新の会・国民民主党など、さらには与党である自由民主党・公明党の共同提案で、全会一致で採択されている。

今般、私大ユニオンは、当該附帯決議中、「各学校法人に周知すること」とされた事項について、文部科学省に、特に明示的に周知することを申し入れた。

具体的な8項目を文科省に申し入れ

私大ユニオンの文部科学省への申し入れ内容は、以下の8項目となっている。

① 評議員会の意見聴取事項
　必要に応じて決議することもできること
② 理事選任機関
　評議員を含めるなど中立性を確保すること
③ 理事会が選任する評議員の上限
　必ずしも1/２まで求めるものではないこと
④ 多様な主体の評議員会への参画
　教職員・卒業生・保護者・地域住民・有識者など多様な構成とすること
⑤ 理事会・評議員会の活性化
　定期的に開催し積極的に意見交換すること
⑥ 監査機能の実効性の確保
　会計監査人はその独立性を害する非監査証明業務を同時提供できないこと
⑦ 新たに選任された理事・評議員への情報提供
　必要とされる識見が習得できる取組に努め、必要な情報提供を図ること
⑧ 女性の登用
　役員・評議員への女性登用に配慮すること

文部科学省では、改正私学法成立直後に「私立学校法の改正について」と題する説明資料を公表している。240頁に及ぶ膨大な資料であるが、衆参の附帯決議の全文が掲載されており、当方の申し入れ後の6月6日付で、一部の内容が更新されている。

教職員や卒業生の評議員は選挙で選出すべき

参議院文教科学委員会（2023/4/25）会議録より

改正私学法は国会での審議過程で、各党の議員からさまざまな問題点が指摘された。ここでは日政連議員である立憲民主党の古賀千景参議院議員による参議院文教科学委員会での質疑のポイントを紹介したい。

古賀千景参議院議員
立憲民主党　比例代表
当選１回 文教科学委員

［経歴］1989年４月福岡県内公立小・中学校臨時講師。2020年までの約30年間、福岡県内の小中学校に勤務。2009年4月 福岡県教職員組合臨時採用教職員部長。2018年4月 日教組専門委員。

【今回の改正では、不祥事抑制効果に疑問が残る】

○**古賀千景議員**　今回の改正案の検討に当たり、三つの会議体で議論が行われましたが、（中略）三つ目の学校法人制度改革特別委員会の報告書に基づくものとなりました。

今回の改正は、理事会が意思決定機関、評議員会が諮問機関という基本的な位置付けは変わらず、私学関係団体も納得が得られるものとなりましたが、一方で、大幅な改革とは言い難く、理事長、理事会の専横による学校法人の不祥事を抑制する効果がどの程度あるものかちょっと疑問が残っております。

〈解説〉　学校法人制度改案特別委員会は、私学経営者団体の代表者が多数を占め、その意向が取り入れられて改革案は大幅に後退している。

【理事長の権限集中防止には、多選禁止が必要だ】

○**古賀千景議員**　今までの不祥事の様子を見ておりますと、理事長に権限が集中し、そしていわゆるワンマン経営に陥っているのも原因ではないかと感じます。（中略）理事長の権限集中には理事長の多選も原因の一つではないかと考えております。多選の禁止又は役員の定年制の導入などについても必要なのではないかと考えます。

〈解説〉　理事長への権限集中の原因は、多選にある。理事長職は原則として常勤とし、任期は通算 12 年以内とすべきである。

【教職員や卒業生の評議員は選挙で選出すべき】

○**古賀千景議員**　評議員のうちの教職員や卒業生については選挙などにより選出すべきとの意見がありますが、教育と研究の現場を熟知した教職員や卒業生の多様な意見を反映するように、理事会がトップダウンで評議員を選ぶのではなく、選挙などのボトムアップな方法で選任されることが望ましいと考えます。

○**政府参考人（茂里私学部長）**　多様な方法で評議員の選任がなされるよう、各学校の寄附行為において定めることとしてございます。ボトムアップ型によるものも法人の判断で可能かと考えております。

〈解説〉　大規模私大では教職員評議員を互選で選任するケースがかなり見受けられるが、新設の小規模校では理事会が選任する事例が多い。今般の制度改正で、互選方式の導入が望まれる。

【教職員評議員の上限は 1/2 程度に引き上げよ】

○**古賀千景議員**　私学の教育研究は日夜教職員が担っており、現場の実態、感覚に即した改革、改善提案をなし得る立場にあることから、教職員である評議員の総数の上限を二分の一程度まで引き上げる措置を講ずることが必要だと考えます。私大によっては卒業生枠や学識経験者枠の教職員評議員などで七割近くを占めるケースもあると聞いております。改正案の三分の一では実態に即していない、少な過ぎるのではないかと考えます。

〈解説〉　私大経営者団体の調査では、評議員の１/２が教職員となっている。改正案の 1/３では少ない。

【女性の評議員・役員を増やしていくことが有効】

○**古賀千景議員**　ジェンダー平等を推進していく観点からも、また一部の理事の専横による不祥事防止の面からも、女性の評議員や役員を増やしていくことがとても有効だと私は考えます。